

## 県内開発建設技術登録制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、県内に主たる事務所を置く企業、組合等（以下、「県内企業等」という。）が開発した建設工事に係る製品・工法（以下、「県内開発建設技術」という。）の普及、活用を支援し、県内企業等の技術力向上及び競争力強化を図るため、県内開発建設技術の登録に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、「県内開発建設技術」とは、県内企業等が開発した建設技術で、次の各号のいずれかに該当し、かつ実用化されているものをいう。

- (1) 国土交通省のNETIS（新技術情報提供システム）に登録された製品・工法（過去に、NETISに登録されたものを含む。）
- (2) 特許権・実用新案権取得済みの製品・工法
- (3) 法令等により定められた技術基準を満たすものとして（一財）土木研究センター等の技術審査証明実施機関により証明された製品・工法
- (4) 和歌山県の先駆的産業技術研究開発支援事業を活用して開発された製品・工法

### (登録)

第3条 県内開発建設技術の登録を受けようとする者は、別に定めるところにより、知事に申請を行わなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により申請された県内開発建設技術について審査を行い、別に定める審査項目に適合したものを登録するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により登録した県内開発建設技術について、県内開発建設技術登録台帳に登録し、その旨を申請者に通知するとともに、県のホームページにおいて公表するものとする。
- 4 申請者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに変更申請を行わなければならない。

### (登録の更新)

第4条 登録の有効期限は、登録日より3年間とする。

- 2 登録の更新を受けようとする者は、登録満了日の30日前までに知事に更新の申請を行わなければならない。
- 3 知事は登録の更新をしたときは、申請者に通知するものとする。

### (登録の取消し)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 県内開発建設技術に該当しなくなったとき。
- (2) 登録の更新の申請をしなかったとき。

- (3) 申請者から生産の中止等の理由により登録の取消しの申し出があったとき。
- (4) 申請者又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ）に、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が含まれる場合
- (5) 申請者又はその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団員を利用した場合
- (6) 申請者又はその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不正に与えた場合
- (7) 申請者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際をするなど社会的に非難される関係を有している場合
- (8) 申請者又はその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が（4）から（7）までのいずれかの規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結した場合
- (9) その他知事が適当でないと認めたとき。

2 知事は、前項の規定により登録を取消したときは、その旨を申請者に通知するとともに、県のホームページにおいて公表するものとする。

3 知事は、第1項の規定により登録を取消したときは、同一申請者、又は実態が同一と認められる申請者の他の登録を併せて取消することができる。又、同一申請者若しくは実態が同一と認められる申請者からの新たな登録の申請については、1年間受理しないものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、県内開発建設技術登録制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。